
高齢者運転免許自主返納支援の対象を拡充します

高齢ドライバーが原因となる交通事故の抑制を目的に、平成21年から運転免許を自主返納された満65歳以上の市民を対象に、自主返納後30日以内に申請があれば、公共交通機関（万葉線、加越能バス又はタクシーのいずれか一つ）の乗車券を交付しています。※返納時に65～74歳は16,500円分、75歳以上は11,000円分。

このたび、認知・身体機能の低下により運転を止めた高齢者の移動手段の確保と公共交通機関の利用促進に資するため、支援対象を拡充します。

1 拡充の概要

(1) 支援対象者の拡大

現在は、運転免許を自主返納した市民（満65歳以上）を支援対象にしていますが、運転免許証の更新を受けずに運転免許が失効し、運転経歴証明書の交付を受けた市民（満65歳以上）を対象に加えます。

※運転経歴証明書は、免許が失効してから5年以内の方が申請できます。

(2) 申請期限の延長

現在は、運転免許の自主返納後30日以内を申請期限としていますが、運転免許の自主返納又は運転経歴証明書の交付の日から5年以内に延長します。

(3) タクシー利用券での利用可能事業者の拡大

現在は、市内及び射水市新湊地区のタクシー事業者の車両を対象にしていますが、介護タクシー事業者（福祉輸送限定で許認可を受けた事業者）の車両を対象に加えます。

2 適用期日 令和4年10月1日

※ただし、上記1（1）の支援対象者の拡大及び（2）の申請期限の延長は、令和4年4月1日以降の自主返納又は運転経歴証明書の交付から適用します。